

府議付議事案書

開催・令和3年 3月 30日

所管部課	都市建設部土木課	部長	鈴木 菜穂美	東大和市
件 名	東大和市道路線の認定外道路に関する取扱要綱の一部を改正する 要綱について	区分	1 審議事項 <input checked="" type="radio"/> 2 報告事項	
関係規則	東大和市開発事業基準			
事項	部課機関	都市計画課		
1. 要旨				
(1) 改正理由				
<p>東大和市内における宅地造成工事等に伴う新設道路について、5宅地以上の行き止り道路で、その他要綱の条件に合致する場合は帰属を受け、認定外道路として管理しているが、行き止まりの認定外道路は、不特定多数の利用に供する道路ではなく公共性が低いことと、今後の維持管理費（雨水浸透槽及び集水枠清掃・道路補修費用等）の増加が懸念されることから、帰属を受けないこととして要綱を改正するものである。</p> <p>このことにより、公共性が高い通り抜け道路の築造を促進するものである。</p>				
(2) 主な改正内容				
<ul style="list-style-type: none"> ① 要綱第1条「権原の取得」における条文を削除 ② 要綱第2条の路線指定に関する条文を改正 ③ 要綱第3条から第4条までのうち、路線指定に関する条文を削除 				
(3) 施行日				
令和3年7月1日				
(4) 影響と効果				
将来にわたって維持管理費の縮減が図れること、及び本要綱と関連する東大和市開発事業基準を改正することから、要綱及び基準に則した対応が可能となる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
文書課において審査済み。				
3. 留意事項(問題点等)				
令和3年7月1日以降に東大和市街づくり条例(平成22年条例第17号)第25条第1項の規定による届出があった開発事業から適用する。				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
府議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。